

## 令和5年度第2回十和田市特別職報酬等審議会 会議録

日時:令和5年11月15日(水)10時30分から12時5分まで

場所:十和田市役所 別館5階会議室

出席委員:赤坂委員、今泉委員、江渡委員、岡野委員、田島委員  
升澤委員、力石委員

欠席委員:加藤委員、中沢委員、畠山委員

### 1. 開会

(司会)

ご案内の時間となりましたので、ただ今より、令和5年度第2回十和田市特別職報酬等審議会を開会いたします。

本日は、加藤委員、中沢委員、畠山委員が欠席となっておりますが、過半数の委員が出席されておりますので、十和田市特別職報酬等審議会条例の規定により本審議会は成立いたしました。

(司会)

はじめに、会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

本日は令和5年度第2回十和田市特別職報酬等審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

前回の会議を踏まえまして、限られた時間ではありますけれども、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきながら、会議を進めさせていただければと思いますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではありますけれども開会にあたってのあいさつとさせていただきます。

(司会)

ありがとうございました。

十和田市特別職報酬等審議会条例第5条の規定により、これからの議事の進行につきましては、岡野会長をお願いいたします。

なお、本審議会につきましては、十和田市情報公開条例第23条の趣旨に鑑みまして、公開とさせていただきますことを申し添えます。

それでは会長どうぞよろしくをお願いいたします。

### 2. 案件

(1)議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について

(会長)

それでは、審議に入ります。

案件は、「議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について」となります。

まずは事務局からご説明をよろしく申し上げます。

(事務局)

総務課の小泉と申します。よろしくお願いたします。

委員の皆様事前に送付しておりましたが、A4 横版の「令和5年度 第2回十和田市特別職報酬等審議会」と書かれております資料について説明させていただきます。

本日は、第1回の審議会でご説明した部分は除き、変更となった部分及び追加した部分についてご説明いたします。

1ページ目は目次ですが、このうち、7番の一般職の職員の給与改定の状況についてが一部変更となりました。また、9番のその他参考事項について、資料を追加いたしましたので、本日はこれらの項目について順にご説明いたします。

まずは13ページをお開きください。13ページと14ページが一般職の職員の給与改定の状況についての資料となります。

前日もご説明いたしましたが、一般職の給与については青森県人事委員会から示される「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づき、県が改定する内容に合わせて、十和田市職員の給与等を改定しております。

今回変更したのは14ページの令和5年の部分となります。第1回審議会の時点では、令和5年の青森県人事委員会の報告及び勧告が未発表であり、国の人事院勧告に基づく数値を計上しておりましたが、令和5年10月6日に青森県人事委員会の報告及び勧告が発表されたため、その数値に変更したものです。

赤字で示している部分に変更になりましたが、月例給の平均改定率が1.11%、行政職給料表適用者の平均年間給与改定状況の増減額が96千円、増減率が1.73%となっております。なお、変更前はそれぞれ、1.10%、105千円、1.60%となっております。

次に20ページをお開きください。20ページから22ページは今回追加した資料となります。

委員の皆様にとどのくらいの割合で改定するとどの程度の金額になるかのイメージを持っていたくために試算した資料となります。

あくまで単純に機械的に1%~5%までそれぞれ増減させた場合、給料・報酬がいくらになるかなどを示した参考資料となります。

20ページが市長、副市長、教育長の試算、21ページが議長、副議長、議員の試算となります。

22ページは、1%~5%増額又は減額した場合に、市の支出がどのくらい増えるか又は減る

かを示した資料となります。

例えば、1パーセント増額した場合、市として年間の支出は1,788,750円増加することとなります。

市の財政規模に対する割合を影響率として表示しておりますが、市の一般会計決算が約365億円程度であり、それに対する割合は、1パーセント増額した場合は0.005%となります。

なお、今回追加した資料の1%~5%はあくまで増減額をイメージしやすいように機械的にお示したもので、今回の特別職の給料・報酬の見直しの最小値や最大値を示したものではありません。

説明は以上となります。

(会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から変更点などをご説明いただきました。

今までの、前回の議論であったり、今回の資料を事前にお配りしてありますので、それらを見ていただいて、いろいろとお考えいただいているだろうと思います。

ですけれども、いろいろと細かい部分から言ってしまうとなかなか結論が進んでいかないというところがあるでしょうから、まずは、これらの資料を見ていただいたり、いろいろ世の中の動きも含めて、まずはじめに、据え置くのか、増額するのか、減額するのか、3つの方向性をまず最初に決めさせていただいて、それから次に進んでいくという方が、スムーズなのかなと思いますので、まずはじめにそこから進めさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

まずはこの3つのパターン、据置き、増額、減額と、それに関しましてご意見をいただければと思います。

(委員)

その前に、ちょっと確認したいものがある。十和田市の議員の皆さんは毎日頑張っているわけですが、政務活動費というものがあるかと思えます。現在、その利用状況がどのようになっているか、ということが一つ。

そしてもう一点、前回の説明の中で市長、副市長、教育長については寒冷地手当というのがあるそうだが、その内容についてはお示しがなかったと記憶しているので、その内容たるもの、どういったことでそうなっているのか、私らはわからないので、参考にしたいと思えますので説明していただければと思います。

(委員)

あわせて私も質問事項として言わせてもらっていいですか。

市長は年間どのくらい出勤というか勤務されているのか。あわせて副市長、教育長ですね。

あと議員さんたちは議会以外の活動というか、出勤、出勤というのがどういふものがあるのかわかるならその範囲で。あとは、議会以外での議員活動での成果みたいなものがあるのかどうか。

決め方のことで、過去のことで、例えば市長が1%で決まったら、副市長、教育長もその率でい

きましたよとか、その事例ということで聞かせていただければと思います。

また、資料の 19 ページで、各市町村の増減について書かれていますけれども、市長、副市長だけで教育長や議員はないと考えていいのか、そこをお願いします。以上です。

(会長)

それでは順番に、お答えできるかどうかというところもあると思いますけれども、事務局から、お答えをお願いします。

(事務局)

政務活動費の件につきましては、今手持ちの資料がありませんので、どの程度の割合使われているのかというのはこの場では申し訳ありませんがお答えできません。

市長の年間の支給額の中で、18 ページの資料に寒冷地手当の支給ありと書いてありますが、その件に関してのご質問だと思いますけれども…

(事務局)

寒冷地手当についてお答えいたします。事務局の沼田です。

寒冷地手当は職員の寒冷地手当に準じて支給されています。単身の場合は 7,000 円程度、世帯主であれば 1 万円程度、扶養の家族がいる場合は 17,000 円程度の支給となっております。その支給のやり方は、職員に準じて、市長、副市長、教育長に支給されています。支給される月は 11 月から 3 月までの 5 か月間です。

(会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

政務活動費の内容がわからないということですが、資料持ってきてもらって報告いただかないと、どういう活動しているかというのは私もわからないわけですから、その内容をもう少し説明してもらわないと判断の材料にならないわけで、ぜひ、回答をお願いします。

(会長)

はい。いま、次の質問を先に処理していったほうがいいのかと思いますので。

(委員)

いいですよ、それで。わかりました。

(会長)

それでは次の質問の回答ということでよろしいでしょうか。

(事務局)

次にご質問のありました、市長等の公務の日数ですけれども、令和 4 年度でいきますと、市長は年間 280 日、副市長は年間 254 日、教育長が 260 日となっております。そのうち、参考までにお知らせいたしますと、市長であれば年間 280 日のうち土日祝日が 44 日、副市長であれば年間 254 日のうち土日祝日が 17 日、教育長は年間 260 日のうち土日祝日が 30 日というふうな公務の日数になっております。

続いて、ご質問がありました議員の活動状況についてですけれども、まず、議会の会期の日数

につきましては、令和4年度1年間でいきますと80日、このうち本会議の日数が20日、また、参考までに一般質問に登壇した議員の延べ人数は55人となっております。

そのほかに、常任委員会など各種委員会がございますが、例えば常任委員会ですと令和4年度で年間19日ですとか、各委員会それぞれ十何日という委員会にも出席しております。

また、議会以外での活動についてですけれども、今実施しているのは、議員の皆さんと市民との意見交換の場を設けているというものがございます。また、高校生との懇談会といいますかそういったものも、議員の皆さん実施しております。

それ以外の、普段の議員としての議会以外での日々の活動というものまでは、こちらで把握しきれないものではあるんですけれども、それぞれの地域において市民の皆さんと対話したりということは行っているものと認識しております。

(委員)

全て令和4年度の統計ですか。令和4年度というとコロナ真っ盛りの状況ですけれども、普通に戻った状況であれば、日数が増えるとかということは考えられるのですか。

(事務局)

今年度は元に戻っているのですが、いろいろな会合ですとか、団体の総会ですとか、そういったものに積極的に参加されているので、令和4年度よりはコロナがある程度落ち着いたということで、もっと多いと思います。1日に時間をずらしながら複数件出席ということをしたり。それで対応も業務内容も増えていると思っております。

(事務局)

先ほどの政務活動費のことですけれども、政務活動費につきましては、十和田市議会政務活動費の交付に関する条例で、月1人3万円で、会派ごとに支出することになっております。3万円かける12カ月で36万円が1人当たり支出されることとなります。そして、4月と10月に交付されておりまして、この支出の中身ですけれども、どのような経費に充てられたかというのは、市のホームページに議会事務局のほうで掲載しておりまして、一例を申し上げますと、令和4年度の自民公明クラブでは449,706円支出されておりまして、その内訳といたしましては、調査研究費といたしまして、令和5年2月13日に衆議院会館にて行われた会議に出席ですとか、参議院会館での要望活動などの旅費のほうに支出されております。これに関しましては、併せて領収書もホームページに掲載されております。

今、プリントアウトを事務局でさせていただいておりますので、詳細につきましてはそちらでお渡ししたいと思います。以上です。

(会長)

ではそれは今、プリントアウトされてものを後ほど見ていただくということで、また、ホームページ上にも載っているということだと思います。

あとは比率の質問ですかね。

(事務局)

ご質問のありました、市長と同じ率が改定に使われたか、皆さん同じ率で改定されてきたかとい

うご質問だったかと思いますが、資料の6ページに過去の報酬等改定の経過というものがござい  
ますけれども、この表の中に前回からの変動率何パーセントという表記があるのですが、同じ率を  
すべての特別職にかけて改定を、これまではしてきております。議員と、市長、副市長等を分け  
たりということは、今まではなされていないという状況になっております。

もう一つ19ページの、他市の改定の状況で、教育長がなかったのかというご質問なんですけ  
れども、調べたところ弘前市、八戸市、平川市については、市長、副市長の改定はあったものの  
教育長の改定はなかったということで、このような資料となっております。以上です。

(委員)

議員もですか。

(事務局)

はい、議員もです。

(会長)

よろしいでしょうか。そのほかに何かございますでしょうか。

(委員)

資料3ページの(3)、(4)の改定の際の考慮事項とか、審議会において参考とする事項を考  
慮して改定を行うこととされているとあるんですけれども、これは、規則や条例でこのような規定  
があるのか、慣習でそういう話になっているのか、というのを伺いたいです。

(事務局)

こちらにつきましては、国、総務省のほうから特別職の報酬の改定に関する通知というものがご  
ざいまして、それに基づいて、このようなことを勘案して改定してくださいというものとなってしま  
す。

(委員)

そうすると、私たちは例えば、そもそもこの事項以外に関して考慮してやってはいけない、例え  
ばこの事項について審議してくださいということなのか、それ以外のことに関しても参考とか考慮  
事項に含めていいというものなのか、そのへんのところはいかがでしょうか。

(事務局)

これらの項目を改定の際に考慮事項にするのはもちろんそうなんですけれども、地域ごとの事  
情というものも当然ございますので、そういったところをこの審議会において、市の代表の皆様か  
らご意見いただきながら検討していくということになりますので、十和田市の審議会として考えてい  
く項目というものがあっても差し支えないと思います。

(委員)

さきほどの市長、副市長、教育長の公務日数についてですけれども、その中で、一般の職員  
のように月金は必ず出勤するとか、それは決まっているということでしょうか。

(事務局)

私たち一般職は勤務時間というのがあるんですけど、いろいろ制約があるのですが、特別職というの  
は勤務時間が無いんです。ですので、いわゆる有給休暇とか、そういう休暇の申請というのは一切

なく、極端な話ですが1週間の間に1日でも、それが法律に触れるということはなく、そういう位置付けではなく、24時間365日が市長であるということで、市役所に来ることだけが勤務という役割ではないので、通常の職員のように8時半から5時15分までというものとか、年休は20日ですよとか、そういうものは一切ないということであります。以上です。

(会長)

いろいろなところでの会議や行事等に参加されてご挨拶されたりとかいろいろあるので、多分、平日というよりは週末だったりということがあると思いますので、そのへんも含めてこれだけの日数いろいろ活動されてるということだと思います。

(会長)

まずは、先ほどお話したように、据え置くのか増額するのか減額するのか、という3つのパターンで、少し進めていきたいと思いますが、資料は今プリントアウトしているところだと思いますが、資料を確認してからということでしょうか、(委員)は。

(委員)

資料をいただいてからです。

(会長)

わかりました。

(委員)

資料が来る前でもいいんですけれども、自公だけの説明があったんですが、ほかはどうですか。

(事務局)

まず、柗の会の令和4年度の政務活動費の収支報告ですけれども、調査研究費といたしまして229,868円を支出しております。調査の中身といたしましては、静岡県伊豆の国市に調査で行かれて、持続可能な交通システムの実現に向けた取り組みについて、ということと、伊豆市に行かれまして、観光防災まちづくりについての視察を行っております。

続いて、立憲農民クラブは、令和4年度に関しましては支出はございません。よって、政務活動費は使っていないという状況になります。

続いて、黎明新和会ですけれども、令和4年度は支出は409,574円となっております、その内訳といたしましては、視察になっております。新潟県燕市で、つばめ若者会議の取り組み状況、及び佐渡市で、観光地域づくり推進事業の取り組みについて視察をされております。

続いて、明政一心会の政務活動費ですけれども、こちらは令和4年度は支出はございませんでした。

最後に、日本共産党の政務活動費ですけれども、研修費として16,300円支出しております。そのほかありまして、合計で26,500円を支出しております。16,300円が、第60回市町村議会議員研修会、こちらはZoomで行われたものですが、それに参加するため16,300円、そして資料購入費として新聞・書籍で10,200円、合計26,500円の支出となっております。

政務活動費の状況に関しましては、以上となります。

(会長)

これが、資料として来るということですね。

(事務局)

はい。

(会長)

では紙ベースでの資料が今発表いただいたものと同じものが来るということだと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(委員)

例えば、会派で割り当ての分を超えた場合は、議員の会費で補充しているのか、それから、全然使われない場合はどのようにするのか、その2点よろしくお願いします。

(会長)

ここで答えできるかどうかというか、ちょっと外れていってるようなところもあるかと思います。使い方に関してはということもあるかもしれませんが…

(委員)

それによって、例えば増額するとか、あるいは据置きするとか、私は関係していると思ってるんですよ。

併せて聞いてもいいのであれば、よその市町村は、どのように使ってどのくらいの利用率なのかというのも私は大事だと思っているんですよ。ここで審議して例えば、この部分は、タイトルは違うんだけどね。

(会長)

ここでは給料ということですが。

(委員)

いや、そうではなくて、特別職報酬審議会というふうになっているんだけど、政務活動費は議論の対象にならないと最初に言えば、私は一切質問しないですよ。ならないというのであればね。どういう諮問があってもこれは払わなければならないというのであれば、払わなければならないのだから。ただそれを、止めることができるのか、減額することができるのかというのを聞きたいわけ。使ってないところもあるわけだ。その、趣旨がはっきりしないと、せつかくあるものを使わないというのは、ちょっと疑問を持っているから…されないというならすいませんが。

(会長)

ちょっと議論が違う方向にいらっていると思いますので。趣旨はわかりました。

(事務局)

今回のこの特別職報酬等審議会は、議員の報酬の額となっておりますので、政務活動費に関しては、対象外になっております。政務活動費は政務活動費で、条例で定められておまして、そちらに関しましては議会サイドで、いくらがいいかということを考えているものと認識しております。

(委員)

政務活動費余ったやつは戻しているんですよ。

(事務局)

元々、支出しなかった場合は執行しないと考えております。ですので、領収書を添付した形で請求をされている、ということで、領収書についてもホームページで公開されているということになっております。

(会長)

政務活動費については、切り離されているものだという事ですので、この審議会といたしましては、少し、元に戻してといいますか、報酬と給料に関してというところに絞らせていただいて。いろいろなところで使われているというはあるでしょうけれども、ちょっと別のところでの対応というかたちになりますので、どういうところに使われたかというはご報告いただいたところでありますし、ホームページ上にも載っているということ、同じものが今資料としていただけますので、それは見ていただくということで、この審議会での議論につきましてはまた戻りまして、いわゆるこの給料、報酬の部分をどうするかというところに絞って、検討させていただければと思います。

(会長)

それでは、少し意見をいただいて、というところで、据置きで行くのか、少し増額なり減額でいくのかということに関しまして、ここの部分のところだけのご意見をいただければと思いますのでよろしくお願いたします。

(委員)

私は、据置きでお願いいたします。というのは、議員さんの活動が見られない、まだまだ、十和田市民として。据置きでお願いします。

(会長)

そのほかご意見ございますでしょうか。

(委員)

少し質問ですけれども、先ほど、同じ率でやってたということでしたけれども、今回も皆さんそう考えてやっていくのでしょうか。それとも、例えば市長は1%だけれども、副市長は2%だよ、0.5%だよとか、それくらい違っていいという考え方でやっていくのか、さらに市長・副市長・教育長と議会と違うもので、そのへんの違いをつけるのか、分けて考えたほうがいいのではないかと、そのへんを決めていったほうがいいかと思いますが。

(会長)

そうすると、切り離して個々でいくのかどうかということでしょうか。今までの例であれば、同じ比率をかけてということで、6ページを見ていくと、平成6年の審議会からずっときているということで、改定される場合であれば同じ比率でいっているというのが、今までの例だと思います。

詳細はちょっとわからないところはありますけれども、多くの場合には多分その比率に準じるかたちで行われているのではないかと思います。

(委員)

結果として同じ比率になるのがもちろんいいんでしょうけれども、話をする中でそれは変わってもいいという進め方も考えられると思いますけれども。

(会長)

ここでこれを分けてしまうとなかなか難しい問題もあるのかなというところもありますので、個人的な意見としてはある程度の比率でいていただくというのがいいのではないかなと考えているところです。というのは、なかなかこれを分けると1個1個決めていかなければならなくなってしまうということが、あまりにも複雑なのかなということと、今までの慣例だったりということを踏まえると、この何十年間かそういうかたちでしているということですから、それも含めて、併せての、据置きにするのか上げていくのかどうか、ということだと思います。

(委員)

大変失礼な言い方をすることになるんですけども、前は市長、副市長、教育長、前々回は議員さんと、2回別々にやられてますよね。今回は一緒になった。ということから、慣例というのは若干違うと思います。

私としては、結果として全部一緒になるというのはいいと思うんですけども、そこは委員の皆さんの考えも含めながら、考えていければいいのかなと思います。

(会長)

ではそういったところもご意見をいただくようなかたちでしょうか。

(委員)

確認しますけれどもね、今日これをここで決めなきゃだめですか。

(会長)

それはないと思いますけれども、多分、年内には決めないといけないことだと思います。

(委員)

今日決めなきゃだめなのかということだ。

(会長)

それはないと思います。

(委員)

いろいろとこれは、市民の代表をさせてもらって来ていると私は思っている。それも1円、2円の話ではないわけだ。3%なら500万円も金を使うことになるわけだ。責任のある話で、当然公開ですから新聞にも出ますよ。そうなるとやっぱり、市民の皆さんに、こういうことで値上げしました、または据置きした、あるいは減額したと、しっかりとお示ししないと私はいけないと思っているわけです。ですから、慎重にならざるを得ない。ですから、今日決めなきゃならないのかっていうのは確認です。

(会長)

それは、今日決める必要はないと思います。ですけども、方向性を一つにして進めていかないと、ちょっと議論は進みませんので、そういう意味では、必要な資料等があれば当然それは準備していただくことになりますけれども、無駄にというわけではないですけども、決まらないというわけにもいかないでしょうから、しかるべき段階で、今日決めるっていう必要は無いにしてもですね、やっぱり進めていかないと、というのはあります。

順番に進めていかなければならないと思いますので、今、据置きにするのか、減額するのか、

増額するのかという方向性はどうか、そのへんのところからいかなないとちょっと、次回にまたどうしていくのかっていう話が進んでいかなのかなというふうに思いますけれども。

これは、世の中の動きだったりとか、ほかの方の給料だったりということを含めながら、やはりバランスということになっていくのかなと。多分、いくらか上げればそれなりの負担になるというところで慎重にというご意見が出ているのかなと思います。

あとは今回、資料を追加で出していただいたということで、例えば 20 ページを見ていただくと、実際に現段階がどのくらいの位置付けなのかですとか、関連している団体の中でどこに位置しているのかを見ていただきながらということですかね。やはり何か、拠り所というものがないと、と思いますので、そういった拠り所を見ながらどうしていったらいいのかということを議論していければなと思います。

やはりどういう結果になるにしろ、根拠といいますが、そういったものがないとですね、さきほど質問もあったように、これくらいのところでどうですかといった時に、資料と見比べながらということだと思います。

20 ページを見ますと、ざっくりと1から5%と書いてありますけれども、全く個人的な意見ですが、こんなに上がったということは無いんだらうというふうに思います。今、人事院勧告を含めて、給料少し上げてほしいというのが世の中の流れかなと思います。資料の 14 ページを見ていただきますと、ずっと据置きだったところで、令和4年、5年と給料を上げてほしいということで、一般職のかたは上がっている、令和5年度であれば 1.11%上がっていることが、何と言いますか、流れといいますが、そうなんだらうと思います。

ですから、こういったところを勘案すると、例えばこれは、査定するにしてもこれを超えて5%などというのはちょっとあり得ないでしょうから、そういうことを考えれば、多分1%行かないところまでというのが、ある意味これ、一般職のかたとか普通のかたがそれだけしか上がっていないのに、上のかたがそれ以上に上がるというのは、なかなか世の中としては納得していただけないということがあるんだらうと思います。

ですが、一方でこれ、流れとしては上げる方向だということを考えると、ちょっとは上がるのかなとか。あとは関連している市町村ですが、県内の市とのバランスであったり、あとは、県内でもかなり差があるのかなと思うんですね。青森、弘前、八戸の3市はかなり人口も多いですから、その市長と十和田の市長とが違うということも当然あるのかなと思いますし、逆に言ったらそれ以外の市でいきますと、半分くらいの人口という市もあることも考えますと、拠り所として全国の人口が同じくらいの規模の、5万から6万人くらいの市の状況っていうのがどうなっているのかということも併せて考えていただく、ということが一つの拠り所となっていくのかなと思います。

また、同じようなところで、副市長は、教育長はというふうに見ていただくということが一つではないかというふうに考えているところであります。

どれが正解だつていうものは無いとは思いますが、決めていくうえで、近いようなところと比較しながらということではないかなというふうに思います。あまり大きいところとか小さいところと比べても、とも思いますし、そういう意味でバランスということもあるかと思えます。

(会長)

今日欠席されたかたから何かご意見をいただいておりますら、そちらのご意見を紹介していただきたいと思います。

(事務局)

本日欠席された委員からは、事前にご意見を伺っております、(委員)からは、人口 10 万人以下の市との比較などを参考に、方向性とする、増額改定がいいのではないかとご意見をいただいております。

(委員)からは、現在も物価高騰などにより、市民の感覚としては経済状況や家計が良くなったとは感じられないので据置きがいいのではないかとご意見をいただいております。

(委員)からは、市政の活性化に向けて県内でも高い報酬をいただいているという自覚をもって仕事をさせていただくため、また、物価高騰している中、特別職とはいえ補填は必要との考えから、増額改定の方向のご意見をあらかじめ伺っております。以上です。

(会長)

このようなご意見をいただいているということです。

据え置いたほうがいいのではないかとご意見もございましたし、人口 10 万人以下のところとの比較を考慮しながらというご意見もございましたし、増額をというご意見もございました。

ほか、いかがでしょうか。少しは議論を進めなければいけませんので、ご意見をいただければなあと思うんですけども。

(委員)

先ほどから出てますように、世の中の趨勢、人件費アップの方向に世の中流れてますし、私は、比率は別として、値上げすべきだろうというふうに思っています。

議員の活動が見えないという部分、それは誰もが感じていることではあるかと思えますけれども、ただ、議員になり手が少ないとかですね、議員になることに魅力がないとか、その、金でというわけではないんでしょうけれども、やはりそれも一つの魅力ということにもなるかと思えますので、卵が先か鶏が先かの話にもなるんですけども、ある程度値上げをしていくべきだろうと私は思います。

(会長)

はい、ありがとうございました。

(委員)

一般市民のかたがたの報酬の状況はどうなんでしょうか。今、委員のほうからもありましたとおり報酬が上がる方向にはなっているかもしれませんが、実際市民の、十和田市の中ではどういう感じなのかなということをお伺いしたいなと思います。

(会長)

先ほどあったとおり、十和田市の一般職のかたというのは…

(委員)

一般職というより、一般市民のかたのことですね。

(事務局)

あまり答えになっていないかもしれませんが、今回、給料の話で一般職が1.11%あがりますと。ではその1.11%をどうやって決めたのかっていうと、十和田市だけではなく青森県全体なんです。確か従業員が5人以上の事業者の給与を調べて、その平均と、公務員の給料とボーナスというのを比較して、今回は、民間の平均のほうが上回っているということで、平均で1.11%を私たち一般職の部分でいうと上げなきゃならないと。あるいはその、1.1%と言いつつも、若手の人材確保ということから初任給のアップもあるので、平均で1.1%なんですけれども実際は、今、県から示されている内容でいきますと、高卒は12,000円月額上げる、大卒は10,700円、それから部課長とかになると千いくらか、上がり幅が若手のほうになっていて、これが民間の調査の結果との比較で、こうなっております、ですので、ピンポイントに市民一人一人とどうかという話はなかなか難しいですが、統計学的に民間の事業所の給与を比較して一般職が決まっていくということですので、県民の所得とか給与は上がっているという調査結果だというふうに捉えております。

(委員)

わかりました。そういうことから考えると、いろいろな経費の部分もあるでしょうから、いくらかでも上げる方向で考えてもいいのかなと思います。

(会長)

はい。では(委員)は。

(委員)

原則はやはり上げたほうが、上げるという方向がいい、ただし、ゼロも含めてですけれども。

一つ、説明の中で聞きたいことがあるんですけど、新卒の場合、この平成14年と比べてどのくらい差があるものなのか、一般職員の場合も、例えば、給料の表がありますよね、あれで例えば、10等級の何号とか、その同じ号俸での給料っていうのはどう変わっているのかなということはどうでしょう。

(事務局)

具体的なものというのは、かなり細かい表にはなるんですけど、イメージとしては先ほどお伝えしたとおり、上がり幅が大きいのは高卒の一番低いスタートのところ、それが段々、歳というか経験を重ねるとその上がり幅は薄まっていくというふうな改定の内容にはなっています。

等級の話をしたんですけど、管理職とかは7級の給料表で、高校生で1級、大卒で1級、係長だと4級、という序列で級が決まってまして、経験によって号がどんどん表の下のほうにいつて少しずつ給料があがる、ということではあるんですけども。

(委員)

例えばその7級の1号俸、今年のそれと、平成14年のそれと比べてどれくらい違うのかなあという、それで比較にはならないものですか。

(事務局)

今現在と来年のやつであれば7級だと千ちよっと、1級だと12,000円くらいなんですけれども、

平成 14 年となると給料表が今手元に無いというか、一般職は割とこまめに見直しされて、何年かに一度給料表が変わっているの、平成 14 年の給料表となると…

(委員)

案外それと変わってないのかもしれないなと思ひまして。

(事務局)

平成 14 年の給料表は…

(委員)

平成 14 年か 15 年かそのへん、給料下がる前とか下がった後とか。

(事務局)

資料の 15 ページのグラフなんです、これはあくまでも一般職の話として、平成 14 年、左端ですがそれを 100 とした場合、今、令和 5 年で 1.1%の改定をもってしても 95.5 というところではあります。

(委員)

これはどういうイメージ。例えば何歳の人給料とか。

(事務局)

平均の改定なので、だいたいうちでいうと 42、3 歳くらいが平均のところの改定になるので、例えば、21 歳だとどうかとか、30 歳だとどうかというのではなく、職員の平均年齢のところでの、改定率のようなかたちになりますので、個々では、これに対してすごく上がっている人もいれば、下がっている人もいるということも当然あるんですが。

(委員)

今、平均年齢という言葉が使われたんですが、じゃあこの、平成 14 年、15 年と今の平均年齢はだいたい同じくらいですか。

(事務局)

はい、だいたい同じくらいです。

(委員)

それを基にこの表ができています。

(事務局)

そうですね。

ちょっと定かではないんですが、私たちの一般職の給料というのは、民間の給料の平均との比較をするという説明をさせていただいたんですが、昔は 300 人以上の大企業の事業所の平均と比較していたものが、今は 5 人以上というふうになったので、その平均がぐっと下がったというところで、平成 17 年のところががっくりと下がったというふうに記憶していますが、ちょっとそのへんのところは定かではないんですが、ただ昔はもう 300 人以上の大企業の公務員の比較だったのが、今は通常的全職種というかそういうもので比較しているということで、この平成 17 年から 18 年のところに、すごく急激に下がっている折れ線グラフになっていますけれども、そういう背景だったのか

なという、そういう記憶をしております。

ただ、ご質問の個別のというのは、ちょっと比較はできないんですが、このところの傾向はとにかく若手には給料を、初任給を上げていくと、それから、歳を重ねるうちに上がり幅はどんどん減っていくというかたちになっています。

14 ページでいくと、令和4年が0.3%の改定率で表記しておりますが、私たちの歳になると、高齢になると実は、給料は上がっていないんですよ。若手が上がって、経験が長いほうのところはそのままとというのが去年とかになっております。

ですので、その時その時で、そのくらいの職種の給与平均を見ながら県のほうでお決めになっているというのを市では参考にしているということになります。お答えにならなくてすみません。

(会長)

よろしいですかね。

(委員)

まあ、あの、はい。はい。

(事務局)

もし必要な資料が、こういうのが見たいというのがあればですね、今すぐはお渡しできませんが、後ほど調べたものを郵送するなりというかたちで対応させていただきますが、こちらでイメージしていた以外の資料はすぐに出せなくて大変申し訳ないんですけれども、こういう資料が欲しいということがあればですね、それは、次回までの間に速やかにご提供させていただいて、審議の参考にさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(委員)

私が聞きたかったのは、平成14年と比較して、今その当時の水準まで市の職員の給料が戻ったのかなという意味で聞きました。

(事務局)

はい、そういう意味で言うと戻ってません、ということになります。戻るということは今後無いのかなという気はしています。これだけ上がってもまだ5%くらい平成14年と平均としてはなっていませんので。ただ、14年と比べたら若手は上がってます。それから管理職は足踏み状態になっているので、全体としてどうなのかというよりも、平均でしかお話ができないということでございます。

(委員)

はい、ありがとうございます。

(会長)

それでは(委)、はい。

(委員)

議長がどうしても、今日なんとか前に進めたいということですので、私の所感も述べながら報告します。まず青森県人事委員会から10月6日付けで報告と勧告があったんですが、一般職の月例給を1.1%、十和田市の職員も上げてほしいという勧告があったと、ということも私考えてます。

それから、消費者物価指数、令和2年を100にして考えた場合に、県内、特に青森市が総合的に見て103.3%のポイントで物価が上がっていると。これは、原油、食料価格等があがっているために、議員だろうが市長だろうが市民だろうがそういうことに生活していく中で私は非常に苦しんでいるのかな、というふうに思っています。

そして、前回ですけれども市の財政状況の報告がございまして、基金残高は増加傾向にあって、安定的な財政の状況にあるというふうな報告がありました。これはすごくいいことだなというふうに感じています。

それから、今、市長、副市長、教育長、議長、副議長、議員の県内の比較をした部分で見れば、決して少なくないというふうに私は見えています。もちろんさっき言った3市は人口も多いし、財政も違うんだけれども、残った、三沢、十和田、五所川原、平川など、これらの市から比べても少ない金額だとは見ていません。

そういう中で、じゃあ、特別職の報酬をどうするかということなんですが、今現在、私は町内会の方を担当しておりますので市民目線から言うと、非常に苦しいということは聞いています。しかしながら、苦しいから苦しいでいいでなくて、特別職の皆さんが2、3年頑張ってもらおうという気持ちもあります。ですから先ほど、政務活動費の話をしたわけで、せっかくだらうっているならどんどん活動して、いい十和田市を作ってもらいたいという思いがあって、聞いているわけです。それでなかったら、もっと出せばいいのでは、と思っている人ですので、どうしてもそれを使えなかったら返却しなければならぬという趣旨のようなことなんですけれども。

それで、給料どうするか、市長の給料どうするか、議員の報酬どうかなんですけれども、私なりにいろいろ考えてはいるんですけれども、さらに十和田市が活性化していくために、そういうことを言葉の中に入れさせてもらって、さらに住み続けたい十和田市を目指して、その役割のあるかたがたに頑張ってもらいたいということで、大きく増額はみれませんけれども、市の財政も鑑みて、増額については少しの増額しか私はみれないですけれども、まあ適当かなと今現在は思っています。以上です。

(会長)

ありがとうございました。

いろいろな問題点とか、総合的に見て、期待も込めて、ほんの少しだけ気持ちというか、上げたほうがいいのかというご意見だと思います。

物価が上がったりということも含めて、生活は影響もあるでしょうし、世の中少し上げていきましようかということだと、ほんのちょっとだけ、あげてもいいんじゃないかというようなご意見だったと思いますけれども。

それでは(委員)はどうですか。

(委員)

私は1%増くらいが妥当じゃないかと。物価の状況もそうですけれども、ひとつの考慮事項で総務省からきているやつで、改定状況云々ということがあつた中で、まず上げていこうという動きがあるので、上げるべきかなとは思っています。

ただ、それ以外のことの事情を鑑みるのであれば、やっぱり特別職は結果責任だと私は思っているんで、じゃあその結果をどう判断するかという部分が、すごく難しいことだなと思っていて、じゃあ目標があつてそこに達したのか達していないのかもよくわからないという状況があるので、そのあたり、それ以外のことを鑑みるというのはちょっと難しいかなと思いますけども、これも踏まえてですね、これから十和田市を成長させていくんだと、今、若い議員さんも増えているのでそういう部分も踏まえて増額してもいいんじゃないかなと。

また、黒字だからいいというわけでもなく、本来はいただいた税金に関しては市民に還元するというか、サービスとして提供すること、貯めこんでいくことが決まっていとは思わないんですけども、そのへんの判断基準等もありますけれども、私は、とりあえず増額で。

これはちなみに、議員は据置き、市長は増額っていうのもできるんですか。

(事務局)

可能です。

(委員)

個人的なことを言うと、議員さん、勤務日数とか出た日数をみると、市長、副市長、教育長に関しては、ほぼ普通に雇用されて働いている人と同じように出ているので、それ以外の仕事はできないと考えれば、可処分所得、まあ部長とか上のかたは上がっていないというお話もありましたけれども、上げていくべきかなと。

ただ、議員に関しては、副業兼業できる範囲内であれば、なんというか、議員職というよりも議員屋じゃないという感じからすれば、私は、正直据置きでもいいかなと、ちょっとここはまだ判断が難しいのかなと思っています。

(会長)

ありがとうございました。

全体的なものだと、少し上げてもいいかなというご意見と据置きをしてもいいかなというご意見と、あとは今までのいろんなご意見だと、市長、副市長、教育長は少し上げてもいいかなと、でも議員のほうは少しくエスチョンかなというのがいろんなかたのご意見なのかなと思います。

その活動のところというのはなかなか見えない部分でしょうし、その内容をちょっとここでは議論するところではないかなということだと思います。

先ほどご質問があつたようにここで今日全部決めなければならないということではありませんので、一応なんとなくの方向性はそういうかたちだということで、多分時間もあまりということですので、次回は、ちょっと上げるんだつたらどのくらいの影響が出てくるのかとか、そういう資料を作つてとか、先ほどお話ししたように一般職の率を超えることはないのかなと、例えばその半分程度なのか、その前後くらいでどのくらいになるのかですとか、あとは関連する市との位置づけであつたりとか、県内もそうでしょうけれども県外の5万数千人くらいの市とかですね、あと人口もそうでしょうけれども産業構造も近そうなところとかですね、そういう資料を準備していただいて見せていただきながら、次にもうちょっと詰めるというのがいいのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

それとプラスなにか資料等必要なものがあれば、今ご要望があれば、たぶん準備ができるもの

とできないものというのがあるとは思いますが、今回はそのへんのところとか、場合によっては、今お話しした、例としてはこのくらい上がったからこのくらいですよといった資料を作って送っていただいて見ておいていただくとか、ということも一つかなとは思いますが、

例えば、3市には及ばないんでしょうけれども、人口の大きさからいったら県内で4番目くらいかなとか、だいたいそのへんのところをイメージするとどのくらいの増額なのかとか、なにか拠り所がないとなかなか議論もしにくいかなと思いますので、ちょっとそのへんのところを事務局のほうでご準備いただいてもと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

一応、参考になるかどうかかわからないですが、こちらで、今あるデータを分析したものをもしよければ説明させていただいて、次の時の参考にするためにできればちょっと説明させていただければと思うんですがよろしいでしょうか。

(会長)

はい。

(事務局から「令和5年度第2回十和田市特別職報酬等審議会当日配付資料」を委員へ配付)

(事務局)

今お配りしている資料は、事実関係をデータ上分析したものでございますので、決してこれに引張られる必要は無いんですが、会長がおっしゃったように何かのたたき台が無ければいけないということもありまして、事務局のほうで勝手ながら作成した資料ですので、よろしければ担当のほうから説明させますけれどもよろしいでしょうか。

(会長)

はい、よろしくお願いします。

(事務局)

ただいま皆様にお配りした資料は、仮に増額する場合の考え方を整理した資料となります。答申にあたっては、増額する金額の根拠について、こういう考え方に基づいていくら増額します、何パーセント増額しますという拠り所が必要となると考えております。

そこで、各種データを分析したものと、それに基づいていくつかの増額案を、議論のたたき台として作成しましたのでその内容についてご説明いたします。

資料の1ページが目次となっております。これらの項目ごとに、各種データの分析とそれに基づく増額案について順にご説明いたします。

2ページをお開きください。市長の給料額と人口との相関性について分析した資料となります。十和田市の類似団体は全国で48団体ございます。

類似団体とは、あらためてご説明しますと、国において全国の市町村を、人口規模と産業構造が近い団体同士をグループ分けしているものです。十和田市は人口が5万人以上10万人

未満産業構造が第2次産業、第3次産業90%未満というグループに分類されておりますが、それが全国で十和田市含め48団体あると。

こちらの資料はその48の類似団体を人口1万人ずつで平均をとったときに、人口と市長の給料月額がどのような相関関係があるかを分析したものです。グラフを見ていただくとわかるとおり、人口規模と市長の給料は概ね比例していることがわかります。オレンジの点が十和田市の人口と市長給料月額の位置を表しています。このグラフと比較しますと若干ですが平均より給料月額が低いことがわかります。

次に3ページをご覧ください。これは市長の給料を100とした場合、副市長や教育長、議員などほかの特別職がどのくらいになるか、割合を表したものです。上の表が類似団体48団体の平均で、下段の表が十和田市となります。比較するとわかるとおり、各特別職の給料・報酬の割合は、十和田市は、類似団体の平均とほぼ一致しており、平均的な割合となっております。

したがって、個々の特別職ごとに改定額や率を検討するという方法もあるんですけども、まずは、人口との相関性を先ほどご説明した、市長の給料の改定額を決定し、その増額率を他の特別職に適用することでこの割合にも結果として今後もばらつきは生じず、改定のバランスが適切になるのではないかと考えております。

次に4ページをご覧ください。県内10市の市長給料の比較となります。

十和田市は県内10市で人口は4位ですが、市長の給料は5位となっております。先ほど人口と市長給料の相関性について説明いたしましたが、その相関性に従いますと十和田市の市長給料を人口に見合うように4位にするという考え方もあるかと思えます。

その場合、月額5,000円の増、率にして0.6%の増とすることで、人口規模に見合う県内4位となります。

次に5ページをご覧ください。

まず、4番の類似団体における人口規模の近い団体との市長給料の比較ですが、類似団体48団体の中で十和田市と同じ人口規模の55,000人から60,000人の団体の市長給料の平均は866,167円となります。こちらも先ほどご説明した人口規模と市長給料の相関性を勘案し、人口が同規模の団体の平均にするためには6,000円の増、率にして0.7%の増が必要となります。

次に5の類似団体平均との市長給料の比較ですが、こちらは類似団体全48団体の市長給料の平均と比較したものです。類似団体の平均は868,760円ですので、均衡をとるためには、7,000円の増、率にして0.8%の増が必要となります。

以上、ご説明いたしましたが、これまでご説明した考え方をもう一度整理しますと、まずは人口と市長給料には相関性があることを念頭におき、県内では十和田市の人口規模を考えると市長

給料が4位となるくらいが適当ではないか、というところからスタートし、それには 5,000 円の増が必要、さらに、類似団体の中で人口規模が近い団体との比較で 6000 円の増とする案、類似団体全団体の平均との比較で 7,000 円の増とする案、この3つの案が考えられる、というご説明となります。

(事務局)

これは先ほど言いましたとおり、特段ここから選ぶということでは全然ありません。もしそういうふうに聞こえたとしたら全然そういうことはないのです。案というか、こういうパターンがありますよということのみでございます。

それから3ページのところに市長の給料を 100 とすると、その他の特別職に法則性があるのかどうかというところを分析したら、類似団体から見ると十和田市も法則性が見られるよということであって、必ずこれによってということではなく、そうは言っても、これがあるからここは据置き、ここだけは上げましょう、そういう議論は全然問題はないので、あくまでも、今ある事実を分析して少し法則性とかを分析したという資料ということで、誤解が無いようにお願いしたいと思います。

併せて、必要なデータ等が、求めがあるのであれば、おっしゃっていただければと思いますのでよろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございました。こちらの資料をある程度見せていただくと、だいたい人口比に従って給料が決まっていたりとか、類似団体のいろいろなを見ると、だいたい市長とかその他のかたたちの

給料の比率は、どこの団体も似たり寄ったりということかなというところですよ。

具体的に、県内の市の比較であったりですか、人口とかなり相関性があるということなので、本当に人口のかなり近い団体との兼ね合いであったりとか、もう少し広い部分の 48 団体との比較だとこのくらいということですね。

何か、ご意見とか、もしかしたら、ちょっとというのはこのくらいの額でいいのかとか、これから見ていくと、先ほど市長さんの 1 年間のとか、議員さんのという話がありましたが、これでいくと4割くらいが給料だとかたちになると、増減のパーセントはこれがいいのかどうかはわかりませんが、例えば市長さんが 5,000 円くらい上がったとすると、その 4 割くらいが議員さんがちょっと上がるということですよ、イメージとしては、ですから半分もいかないで、実質は 2,000 円くらいのアップになるのかなという案だろうと思いますけれども。

この資料に関しましては、おっしゃる通りですから何かご意見等ございますでしょうか。

(委員)

意見と質問と。2 ページの表の中に、各市の点をプロットしてほしい、そういう資料を追加してほしい。

(事務局)

類似団体 48 団体分が 1 個ずつプロットしてあるグラフということでよろしいですか。

(委員)

はい。

あと、あくまでもここでの寒冷地手当とか含まない金額の比較、ほかの方は何があるかよくわかりませんが、それだけの比較ということですよ。

(事務局)

はい。

(会長)

ほかに何かありますでしょうか。

(委員から意見・質問無し)

(会長)

そうしましたら、こちらの資料も見ていただきながら、今日無理に決めるということではできませんので、次回にということになるかと思いますが、このくらいのところが妥当かなとは思いますが、どうでしょうか。

もしかして皆さんのご意見がこのへんのところでいいですよということであれば、まとまるんでしょうし、いやいや次回まで持ち越した方がいいですよというかたちになれば、もう1回見ていただきながらということにはなるとは思いますけれども。

(事務局)

追加で資料も求められてますので、次回にもう少し。

あと、会議が終わった後でもよろしいですので、このほかに必要なデータとかあるのであれば個別にお問い合わせいただいても結構ですので、議論の参考になる資料が欲しいということでお話しただければ助かります。

そういうことで次回の日程調整などをさせていただければと思います。

(会長)

はい、それでは次回にということで、これ以上さらにどうしようということになると、いろいろな意見もあるかもしれないですし、先ほど48団体をプロットした資料を見たいというご意見もございましたので、それも踏まえて次回にということで。

次回には結論を出させていただければなあということかと思いますが、逆に言えば、もう少しこういうものが見たいというものがあれば、事務局のほうにご連絡いただいて、その時には資料が見れるようになればいいのかなと思います。

それでは今日はこのくらいのところで締めさせていただきます。年内には、いろいろな関係がございますので、決めていかなければということと、できれば次回は答申も含めて検討させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では事務局のほうに。

(事務局)

先ほどの、政務活動費の資料をお配りさせていただいてよろしいでしょうか。

(事務局から各会派の「令和4年度政務活動費収支報告について」の資料を委員へ配付)

(事務局)

説明をさせていただきます。

1枚目の櫻田議員が経理責任者になっております市民連合クラブに関しましては、まず、1ページめくっていただくと0円。

昨年度選挙がございましたので、令和4年の4月から12月までと令和5年1月から3月までの2期に分かれておりました。

先ほど私が説明申し上げましたのが、令和5年1月から3月までの政務活動費についてのご報告となっておりますので、4月から12月までは別途ございますので、この点をご了解いただければと思います。

1例だけ申し上げさせていただきますと、中尾利香議員が経理責任者となっている自民公明クラブですけれども、4月から12月までは427,509円、1月から3月までが先ほど申し上げました449,706円となっております。以下同じようなこととなっておりますので、ご了承いただければと思います。説明は以上となります。

(会長)

それでは見ていただいてということで。個々のかたの活動という部分になりますので、給料そのものとは違いまして、なかなか難しいこととはなりますので、参考資料としてみていただけたらと思います。

## 2. 案件

### (2)今後のスケジュール

(会長)

それでは今後のスケジュールについて事務局からご説明をよろしく願いいたします。

(事務局)

次回の審議会は皆様からお送りいただいた日程調整表を基に、12月22日金曜日の10時半から開催したいと考えております。後ほどご案内の文書をお送りいたしますのでよろしくお願いいたします。

また、議論の進みによっては、3回の予定ではあるんですが、4回になる可能性もありますのでその際はまたご相談させていただきたいと思います。

また、今回の議事録につきましては、作成次第送付させていただきますので、前回同様、修正等がございましたら、FAXなどご連絡くださいますようお願いいたします。

以上です。

(会長)

はい。以上ですけれども委員の皆様からなにかございますでしょうか。

(委員)

次回以降もあるような話もあったんですけども、たぶん、事前資料とか、ここで言われても職

員のかたが出せない場合もあると思うので、これが揃わないと答えが出せないっていうものがあるのであれば、事前に職員に言っていただいて、それをもって次回に決めるというふうに動いた方が、個人的にはいいのではないかなと思います。

(会長)

はい、わかりました。貴重なご意見をというところで。

そういう意味では次回である程度のところまで、無理にというわけではないですけども、決める方向でということであれば、必要な資料等があれば、事前に、こういうものが必要だということで依頼していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

そのほか、よろしいでしょうか。

(委員から意見・質問無し。)

### 3. 閉会

(会長)

それでは、かなり時間は費やしてしまいましたけれども、これで、本日の十和田市特別職報酬等審議会は閉会にしたいと思います。どうもありがとうございました。